

# 統計関連学会連合大会 組織委員会運用規則

一般社団法人 統計関連学会連合

## 総則

### 第1条

この規則は、統計関連学会連合大会組織委員会（以下「本委員会」という）の運用に関して定める。本委員会は、一般社団法人 統計関連学会連合（以下「連合」という）の定款第48条に基づく委員会である。

## 目的

### 第2条

本委員会は、統計関連学会連合大会（以下「連合大会」という）の組織・運営に関する重要事項を決定し、連合大会の円滑な運営に資することを目的とする。

## 構成員

### 第3条

本委員会は、次の委員をもって構成する。

- (1) 連合理事
- (2) 連合大会プログラム委員会委員長、および当該委員長が指名する同委員会委員
- (3) 連合大会運営委員会委員長、および当該委員長が指名する同委員会委員
- (4) 連合大会実行委員会委員長、および当該委員長が指名する同委員会委員

## 委員の任期

### 第4条

委員の任期は、連合理事の任期と同じとする。

## 委員長

### 第5条

委員会には委員長を1名置く。委員長は連合理事会理事長が務める。

## 経費

### 第6条

委員会の運営に必要とされる経費は、連合大会会計より支出される。経費は委員長が管理する。

## 報告義務

### 第7条

委員長は、連合理事会において、活動状況について報告する。

### 付則

1. この規則は令和7年4月1日から施行する。
2. この規則の改定は、理事会で行う。